

行政監査結果報告書

随意契約事務について

多賀城市監査委員

平成28年5月

凡例

比率等は、原則として小数点第1位を表示し、単位未満は四捨五入して表示しているため、内訳の合計が100とならない場合がある。

1 監査のテーマ

随意契約事務について

2 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、地方自治法第234条で、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」と規定されている。そのうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされている。

一般的に随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ事務手続きが簡略で、契約の目的や内容に照らし合わせて業者を選定することができる反面、その運用を誤ると契約の相手方の固定化や一部の者に偏重するおそれがあるなどの弊害も指摘されているところである。

こうしたことから、本市における随意契約事務が、法令及び多賀城市契約規則の定めにより、適正に実施されているかを検証することにより、今後の契約事務の改善に資することを目的として実施するものである。

3 監査の対象

契約期間の始期が平成27年4月1日から同年9月30日までの随意契約したもので契約金額50万円以上のもの

4 監査対象部署

全部署(ただし、福祉施設は除く。)

5 監査の実施期間

平成27年10月23日から平成28年5月20日まで

6 監査の方法

監査対象部署に対し、調査票や関係書類の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じ担当職員等から説明聴取を行った。

7 監査の着眼点

次に掲げる視点から監査を行った。

- (1) 随意契約の理由が起案文書に記載があるか。
- (2) 随意契約の理由は適切か。
- (3) 再委託、下請けさせている場合は理由が明確か。
- (4) 見積書の徴収が適切に行われているか。

8 監査結果の概要

(1) 随意契約

監査の対象に該当した随意契約の件数は表1のとおりである。

表1 監査該当随意契約件数 (単位：件)

部局	課・室等名	件数	部局計
市長公室	政策秘書担当	1	4
	行政経営担当	3	
総務部	総務課	10	19
	管財課	2	
	地域コミュニティ課	5	
	交通防災課	2	
市民経済部	生活環境課	4	13
	税務課	4	
	農政課	4	
	商工観光課	1	
保健福祉部	社会福祉課	8	30
	生活再建支援室	2	
	こども福祉課	1	
	健康課	10	
	介護福祉課	7	
	国保年金課	2	
建設部	道路公園課	2	13
	復興建設課	3	
	下水道課	8	
教育委員会事務局	教育総務課	2	15
	学校教育課	1	
	学校給食センター	1	
	文化財課	8	
	埋蔵文化財調査センター	3	
上水道部	管理課	1	9
	工務課	8	
選挙管理委員会事務局		2	2
計		105	105

(2) 部局別の随意契約状況

監査対象となる随意契約の部局別の件数及び契約金額の合計は、表2のとおりである。

表2 部局別の契約数 (単位：件、円、%)

区分	契約件数	構成比	契約金額合計	構成比
市長公室	4	3.8	9,124,200	0.4
総務部	19	18.1	382,524,570	16.4
市民経済部	13	12.4	178,774,346	7.7
保健福祉部	30	28.6	702,534,700	30.1
建設部	13	12.4	205,046,640	8.8
教育委員会事務局	15	14.3	39,224,223	1.7
上水道部	9	8.6	810,532,863	34.8
選挙管理委員会事務局	2	1.9	2,662,686	0.1
計	105	100.0	2,330,424,228	100.0

監査の対象となった随意契約は、件数で105件、金額で2,330,424,228円となっている。

(3) 契約金額別の状況

随意契約の件数と契約金額別で部局ごとに区分すると表3のとおりである。

表3 契約金額別の部局の状況 (単位：件)

区分	500,000 ~1,000,000	1,000,001 ~3,000,000	3,000,001 ~10,000,000	10,000,001 ~30,000,000	30,000,001 ~50,000,000	50,000,001 ~100,000,000	100,000,001 ~300,000,000	300,000,001 ~700,000,000	計
市長公室	2	1	1						4
総務部	3	4	8	2	1		1		19
市民経済部	1	6	5				1		13
保健福祉部	4	8	7	3	2	5	1		30
建設部	2	4	4	2			1		13
教育委員会事務局	4	8	2	1					15
上水道部	2	2	1	2			1	1	9
選挙管理委員会事務局	1	1							2
計	19	34	28	10	3	5	5	1	105

5,000万円を超えるものは、11件(委託9件、借上げ1件、工事1件)となっている。

(4) 支出科目別の状況

随意契約の支出科目を節別で部局ごとに区分すると表4のとおりである。

表4 支出科目別の状況 (単位：件、%)

区分	需用費 (修繕・印刷)	委託料	使用料及び 賃借料	工事請負費	原材料費	計
市長公室			4			4
総務部		1	15	2	1	19
市民経済部			8	4		13
保健福祉部			28	2		30
建設部		1	7	2	3	13
教育委員会事務局		2	10	1	2	15
上水道部		1	4	2	2	9
選挙管理委員会事務局			1	1		2
計		5	77	14	8	105
構成比		4.8	73.3	13.3	7.6	100.0

節別の構成比の高いものは、委託料73.3%、使用料及び賃借料13.3%である。

(5) 随意契約の適用理由

随意契約で契約が締結できる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号から第9号に該当する場合である。

随意契約の適用号を部局ごとに区分すると表5のとおりである。

表5 地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の随意契約適用号

(単位：件)

区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	計
市長公室		4								4
総務部		18	1			6				25
市民経済部		10	1			1	1	1		14
保健福祉部		29				2				31
建設部		8				4	2	1		15
教育委員会事務局		12	1		1	2				16
上水道部		8			1	2				11
選挙管理委員会事務局		2								2
計	0	91	3	0	2	17	3	2	0	118

※件数は、適用号が複数あるものがあるため、契約件数と合致しない。

随意契約の適用号の多いものは、第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)91件、第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)17件である。

(6) 見積徴収業者数の状況

随意契約を執行する際の見積徴収業者数を各号別に区分すると表6のとおりである。

表6 各号における見積徴収業者数の件数

(単位：件、%)

見積書を徴した者数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	件数	構成比
3者		1			1			1		3	2.9
2者		5			1	1				7	6.7
1者		83	3			4	2	1		93	88.6
0者		2								2	1.9
計	0	91	3	0	2	5	2	2	0	105	100.0

※地方公営企業法施行令に該当するものも含む。

※適用号が2つある場合は、号番号が小さい方で集計している。

見積徴収業者数は1者が93件(88.6%)でもっとも多い。

(7) 契約先の状況

契約先の状況については、表7のとおりである。

表7 契約先の状況

(単位：件)

区分	件数
株式会社・有限会社	66
一般社団・一般財団法人	7
社会福祉法人	6
多賀城市社会福祉協議会	5
公益社団・公益財団法人	5
多賀城市シルバー人材センター	2
多賀城市観光協会	1
町内会等の任意団体	4
個人	3
その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)	6
計	105

(8) 再委託・下請けの状況

随意契約で再委託・下請けをしている状況については、表8のとおりである。

表8 再委託・下請けの内容

区分		契約名	再委託・下請けの内容
建設部	道路公園課	平成27年度市道新田西後一号線道路改良工事 (6号)	舗装工事等
	道路公園課	平成27年度新田上野線鴻の池橋補修・補強工事 (8号)	橋梁耐震補強工事等
	下水道課	平成27年度大代地区排水路等整備工事 (7号)	樋管本体・管路工事、型枠工事、鉄筋工事
上水道部	管理課	水道料金等徴収業務委託 (2号)	開閉栓業務
	工務課	末の松山浄水場他運転管理等包括業務委託 (2号)	専門的な保守点検等

※契約名の()書きの内容は、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の適用号である。

(9) 随意契約の手続き方法の状況

随意契約の手続き方法の状況については、表9のとおりである。

表9 契約の手続き方法 (単位：件)

区分	契約数
契約担当課で契約したもの	41
担当課で契約したもの	64
計	105

9 監査の結果

(1) 随意契約の理由について

随意契約の理由については、すべて記載されていたものの、理由として適切でないもの、また、随意契約の適用号と理由が一致しないものが見受けられた。

業務の実績があることを理由として地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第2号を適用しているものも見受けられるが、競争入札等の可否について十分な検討を願いたい。

新たな事業の委託においても、令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約を行っているものも見受けられたが、新規事業の場合にあつては、競争入札又はプロポーザル方式による契約も可能と考えられる。

低廉に業務を行うことができることを理由としているものがあるが、何をもって低廉になるのかの理由が十分でないものも見受けられた。

(2) 再委託、下請けについて

1者特命の随意契約をしているにもかかわらず、業務の大半を再委託、下請けさせているものが見受けられた。全部を再委託、下請けさせているものではないが、1

者特命の理由が希薄になってしまう。

なお、承認手続きが十分でないものも見受けられた。

(3) 見積書の徴取について

多賀城市契約規則第18条の規定では、随意契約により契約しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴することを基本とし、ただし書に該当する場合は1人から徴取することができることとされている。令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号、第7号適用の場合においては、1者のみからの見積徴取となる場合が相当多く見受けられたが、その理由が十分でないものも見受けられた。

契約の透明性、公平性を高めるためにも、どのような理由で1者特命による随意契としたのかを具体的に明らかにする必要がある。

10 むすび

地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。予算の執行に当たっては、経済性、効率性を確保し、創意工夫により経費の削減を常に考える必要がある。

随意契約は、令第167条の2第1項第1号から第9号までの要件に該当する場合以外は適用できないものであり、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを充分認識し、適正な運用に努めていただきたい。

については、今後の随意契約を行うにあたり、次の項目について検討願いたい。

従来からの実績や専門性という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。締結に際しては、根拠条文を明らかにした上で明確な理由を付す必要がある。特に、一者特命随意契約は特別な契約であることを認識し、十分に精査のうえ執行されたい。

毎年継続して同一業者と随意契約している場合は、委託の有効性について検証をした上で、業務内容や仕様等について改善の必要性を判断し、他業者と競争可能性についても検討されたい。

各課が随意契約の必要性を判断するための客観的な基準を示した「随意契約ガイドライン」の作成又は契約担当課への合議の義務付けなどについても検討されたい。加えて、現行の契約事務の手引き等について整理したものを作成し、契約事務に関する研修等で周知することを検討されたい。

随意契約の透明性を高めるため、ホームページ等により随意契約の状況について広く市民に公表することについても検討願いたい。

最後に、本市の財政状況が更に厳しい状況であることを深く認識し、契約においては、競争入札で行うべきである。また、事業の質を求める場合については、プロポーザル方式による契約も検討すべきである。これらを適正に実行することにより、経済性、公正・公平性、透明性が高まり、市民への説明責任が果たされるものと考えている。

11 調査対象となった契約名

調査対象となった随意契約名及び部署は、次のとおりである。

番号	契約名	担当部署名	節別	委託先区分
1	平成27年度多賀城市生活交通運行計画検討等業務	行政経営担当	委託料	株式会社・有限会社
2	行財政経営アドバイザー業務	行政経営担当	委託料	個人
3	行政評価システム運用支援業務	行政経営担当	委託料	一般社団・一般財団法人
4	浄書業務委託	政策秘書担当	委託料	多賀城市シルバー人材センター
5	育成評価システムステップアップ業務	総務課	委託料	一般社団・一般財団法人
6	人事評価ASPシステム使用契約	総務課	使用料及び賃借料	一般社団・一般財団法人
7	多賀城市総合行政情報システム賃貸借	総務課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
8	平成27年度 社会保障・税番号制度対応に伴う生活保護システム改修業務(厚生労働省分)	総務課	委託料	株式会社・有限会社
9	平成27年度 社会保障・税番号制度対応に伴う障害者福祉システム改修業務(厚生労働省分)	総務課	委託料	株式会社・有限会社
10	平成27年度 社会保障・税番号制度対応に伴うシステム改修業務(総務省・厚生労働省分)	総務課	委託料	株式会社・有限会社
11	社会保障・税番号制度対応に伴う源泉徴収事務管理システム構築業務	総務課	委託料	株式会社・有限会社
12	社会保障・税番号制度対応に伴う被災者台帳管理システム(災害援護資金貸付金システム)改修業務	総務課	委託料	株式会社・有限会社
13	庁内ネットワーク保守業務	総務課	委託料	株式会社・有限会社
14	電子計算室環境設備保守業務	総務課	委託料	株式会社・有限会社
15	市庁舎玄関周辺花壇整備業務	管財課	委託料	多賀城市社会福祉協議会
16	市庁舎電話交換業務	管財課	委託料	株式会社・有限会社
17	多賀城市公式ホームページ保守点検業務委託	地域コミュニティ課	委託料	株式会社・有限会社
18	平成27年度多賀城市地域支援員活動支援業務	地域コミュニティ課	委託料	一般社団・一般財団法人
19	多賀城市地域経営アドバイザー委託業務	地域コミュニティ課	委託料	個人
20	市民が創るまちの文化創生推進事業業務委託	地域コミュニティ課	委託料	その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)
21	多賀城市市民活動サポートセンター清掃業務	地域コミュニティ課	委託料	社会福祉法人
22	国道45号線消火栓撤去・設置事業	交通防災課	需用費	株式会社・有限会社
23	警察官立寄所周辺の外構工事	交通防災課	工事請負費	株式会社・有限会社
24	法律相談業務	生活環境課	委託料	個人
25	塵芥収集運搬業務	生活環境課	委託料	その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)
26	平成27年度資源回収箱洗浄業務	生活環境課	委託料	その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)
27	平成27年度環境放射線量測定業務	生活環境課	委託料	公益社団・公益財団法人
28	地方税ポータルシステム(eLTAX)対応ASPサービス業務委託	税務課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
29	住民税申告支援システムの借上業務	税務課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
30	固定資産評価システム用サーバーマシンの借上げ	税務課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
31	固定資産評価システム保守点検業務	税務課	委託料	株式会社・有限会社
32	平成27年度多賀城地区土地利用調整支援業務	農政課	委託料	公益社団・公益財団法人
33	建物賃貸借契約書	農政課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
34	平成27年度農業用施設維持管理事業に係る支給材の購入	農政課	原材料費	株式会社・有限会社
35	平成27年度大代船溜倉庫解体及び移設委託業務	農政課	委託料	株式会社・有限会社

番号	契約名	担当部署名	節別	委託先区分
36	観光推進体制整備事業	商工観光課	委託料	多賀城市観光協会
37	平成27年度臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金システム構築業務	社会福祉課	委託料	株式会社・有限会社
38	生活困窮者自立相談支援業務委託	社会福祉課	委託料	一般社団・一般財団法人
39	生活保護システム改修業務委託	社会福祉課	委託料	株式会社・有限会社
40	多賀城市相談支援事業業務委託	社会福祉課	委託料	社会福祉法人
41	多賀城市相談支援事業業務委託	社会福祉課	委託料	社会福祉法人
42	多賀城市障害者福祉サービスシステム賃貸借	社会福祉課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
43	多賀城市児童発達支援センター運営業務委託	社会福祉課	委託料	一般社団・一般財団法人
44	多賀城市地域活動支援センター事業委託	社会福祉課	委託料	社会福祉法人
45	応急仮設住宅管理運営業務	生活再建支援室	委託料	株式会社・有限会社
46	復興支えあい業務(被災地コミュニティ復興支援業務委託)	生活再建支援室	委託料	社会福祉法人
47	ワークショップ運営業務	こども福祉課	委託料	その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)
48	平成27年度元気度アップ教室(西部コース)	健康課	委託料	株式会社・有限会社
49	平成27年度元気度アップ教室(中央コース)	健康課	委託料	株式会社・有限会社
50	平成27年度元気度アップ教室(東部コース)	健康課	委託料	株式会社・有限会社
51	平成27年度筋運アップ教室	健康課	委託料	株式会社・有限会社
52	平成27年度健康ストレッチ教室	健康課	委託料	その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)
53	平成27年度いきいき教室	健康課	委託料	株式会社・有限会社
54	多賀城市被災者訪問指導等業務(地域支え合い体制づくり事業)	健康課	委託料	株式会社・有限会社
55	多賀城市被災者訪問指導等業務(被災者健康支援事業)	健康課	委託料	株式会社・有限会社
56	こころのケア巡回訪問業務(自殺対策緊急強化事業)	健康課	委託料	その他(NPO法人、医療法人、協業組合、その他)
57	保育所給食管理システム借上料	健康課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
58	平成27年度多賀城市在宅歩行困難者に係る移動支援事業委託契約	介護福祉課	委託料	多賀城市社会福祉協議会
59	平成27年度多賀城市元気回復こもらないで事業委託契約	介護福祉課	委託料	多賀城市社会福祉協議会
60	平成27年度高齢者生活相談所事業業務委託(災害公営住宅における高齢者見守り事業業務委託)	介護福祉課	委託料	多賀城市社会福祉協議会
61	多賀城市地域包括支援センター運営事業業務(多賀城市西部地域包括支援センター)	介護福祉課	委託料	社会福祉法人
62	多賀城市地域包括支援センター運営事業業務(多賀城市中央地域包括支援センター)	介護福祉課	委託料	多賀城市社会福祉協議会
63	多賀城市地域包括支援センター運営事業業務(多賀城市東部地域包括支援センター)	介護福祉課	委託料	株式会社・有限会社
64	平成27年度介護保険制度改正に係るシステム改修業務	介護福祉課	委託料	株式会社・有限会社
65	レセプト点検業務委託料	国保年金課	委託料	株式会社・有限会社
66	国民健康保険税システム業務委託(債務負担行為設定あり/平成27年度から平成29年度)	国保年金課	委託料	株式会社・有限会社
67	平成27年度市道新田西後一ノ線道路改良工事	道路公園課	工事請負費	株式会社・有限会社
68	平成27年度新田上野線鴻の池橋補修・補強工事	道路公園課	工事請負費	株式会社・有限会社
69	平成27年度(都)清水沢多賀城線道路補足設計業務委託	復興建設課	委託料	株式会社・有限会社
70	平成27年度 清水沢多賀城線に係る用地補償総合技術業務委託(その1)	復興建設課	委託料	株式会社・有限会社

番号	契約名	担当部署名	節別	委託先区分
71	平成27年度 清水沢多賀城線に係る用地補償総合技術業務委託(その2)	復興建設課	委託料	株式会社・有限会社
72	「土木工事積算システム」プログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約書	下水道課	使用料及び賃借料	公益社団・公益財団法人
73	プレハブ事務所の借上げ	下水道課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
74	多賀城市下水道台帳(雨水)整備委託業務	下水道課	委託料	株式会社・有限会社
75	多賀城市下水道台帳(汚水)整備委託業務	下水道課	委託料	株式会社・有限会社
76	中央雨水ポンプ場No.2し渣搬出機コンベアベルト交換修理	下水道課	需用費	株式会社・有限会社
77	平成27年度大代地区排水路等整備工事	下水道課	工事請負費	株式会社・有限会社
78	平成27年度復興交付金事業に係る公共下水道雨水幹線工事積算業務委託	下水道課	委託料	公益社団・公益財団法人
79	平成27年度多賀城市公共下水道事業計画変更業務委託	下水道課	委託料	株式会社・有限会社
80	城南小学校大規模改造に伴う給食運搬業務	教育総務課	委託料	株式会社・有限会社
81	城南小学校大規模改造に伴う引越業務	教育総務課	委託料	株式会社・有限会社
82	多賀城市防災副読本(資料集)作成業務	学校教育課	需用費	株式会社・有限会社
83	学校給食センター設備等修繕(9-特)	学校給食センター	需用費	株式会社・有限会社
84	多賀城跡除草業務(その1)	文化財課	委託料	町内会等の任意団体
85	多賀城跡除草業務(その2)	文化財課	委託料	町内会等の任意団体
86	多賀城跡除草業務(その3)	文化財課	委託料	町内会等の任意団体
87	特別史跡多賀城跡附寺跡内公衆便所掃除等業務	文化財課	委託料	多賀城市シルバー人材センター
88	平成27年度特別史跡多賀城跡附寺跡景観保全業務	文化財課	委託料	一般社団・一般財団法人
89	平成27年度多賀城跡内歴史的食文化体験学習業務	文化財課	委託料	町内会等の任意団体
90	平成27年度特別史跡多賀城南門等復元実施設計修正業務委託(その1)	文化財課	委託料	公益社団・公益財団法人
91	平成27年度多賀城市埋蔵文化財調査センター特別収蔵庫改修(消火設備)工事	文化財課	工事請負費	株式会社・有限会社
92	市内遺跡出土木製品の保存処理業務	埋蔵文化財調査センター	委託料	株式会社・有限会社
93	PEG含浸装置の借上げ	埋蔵文化財調査センター	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
94	平成27年度埋蔵文化財発掘調査(多賀城地区区画整理工事)に係るプレハブ工事	埋蔵文化財調査センター	工事請負費	株式会社・有限会社
95	水道料金等徴収業務委託	管理課	委託料	株式会社・有限会社
96	平成27年度森郷配水池バイパス弁修繕	工務課	需用費	株式会社・有限会社
97	上水道自動積算CADシステム賃貸借	工務課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
98	平成27年度マッピングシステム借上業務	工務課	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
99	平成27年度マッピングシステムデータ更新業務	工務課	委託料	株式会社・有限会社
100	配水管整備工事(27-2-1)に伴う消火栓改良工事	工務課	工事請負費	株式会社・有限会社
101	配水管整備工事(27-2-2)に伴う消火栓改良工事	工務課	工事請負費	株式会社・有限会社
102	平成27年度水道施設整備計画策定業務委託	工務課	委託料	株式会社・有限会社
103	末の松山浄水場他運転管理等包括業務委託	工務課	委託料	株式会社・有限会社
104	多賀城市議会議員一般選挙ポスター掲示板の借上	選挙管理委員会事務局	使用料及び賃借料	株式会社・有限会社
105	多賀城市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置等業務委託	選挙管理委員会事務局	委託料	株式会社・有限会社

【参考】

地方自治法施行令

(随意契約)

第一六七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第1号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
第2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第3号	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設等が製作した物品を買い入れる契約、又は同施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。
第4号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約をするとき。
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

地方公営企業法施行令

(随意契約)

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第1号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第1上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
第2号	不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第3号	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設等が製作した物品を買い入れる契約、又は同施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。
第4号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約をするとき。
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

多賀城市契約規則抜粋

(随意契約の範囲)

第17条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(随意契約の手続)

第17条の2 令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 契約を締結しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表すること。

- ア 発注を予定する時期
- イ 契約の内容
- ウ 契約の相手方の選定基準
- エ その他発注の見通し等について必要と認められる事項

(2) 契約を締結したときは、次の事項を公表すること。

- ア 契約の相手方となった者の氏名又は名称
- イ 契約日
- ウ 契約金額
- エ 契約の相手方とした理由
- オ その他契約の締結状況について必要と認められる事項

(3) 前2号の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- ア 多賀城市公告式条例（昭和28年多賀城市条例第5号）に規定する多賀城市役所掲示場に掲示する方法
- イ インターネットを利用して閲覧に供する方法

(見積書の徴収)

第18条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約及び見積に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 再度入札しても落札者がいないとき。
- (2) 1人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- (3) 2人以上から見積書を徴しても同一金額の見積りがなされるとき。
- (4) 契約の相手方が特定の人に限定されるとき。
- (5) 前各号に定める場合のほか、1件30万円未満の随意契約を締結しようとするとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 官公署（公社、公団及びこれらに類するものを含む。）と契約しようとするとき。
- (2) 法令に料金等の定めのあるものについて契約しようとするとき。
- (3) 価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約しようとするとき。

多賀城市上水道部契約規程抜粋

(随意契約の範囲)

第17条 企業法施行令第21条の14第1項第1号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 130万円 |
| (2) 財産の買入れ | 80万円 |
| (3) 物件の借入れ | 40万円 |
| (4) 財産の売払い | 30万円 |
| (5) 物件の貸付け | 30万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 50万円 |

一部改正〔平成26年上水道規程2号〕

(見積書の徴収)

第18条 管理者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約及び見積に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 再度入札しても落札者がいないとき。
- (2) 1人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- (3) 2人以上から見積書を徴しても同一金額の見積りがなされるとき。
- (4) 契約の相手方が特定人に限定されるとき。
- (5) 前各号に定める場合のほか、1件30万円未満の随意契約を締結しようとするとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 官公署（公社、公団及びこれらに類するものを含む。）と契約しようとするとき。
- (2) 法令に料金等の定めのあるものについて契約しようとするとき。
- (3) 価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約しようとするとき。